

議案第 83 号

南あわじ市印鑑条例の一部を改正する条例

南あわじ市印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 1 1 月 2 8 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市印鑑条例の一部を改正する条例

南あわじ市印鑑条例（平成 17 年南あわじ市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条中「個人番号カードをいう」を「個人番号カードをいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）第 22 条第 1 項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）又は移動端末設備（同法第 16 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備をいい、同法第 35 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る）」に、「に暗証番号（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）第 2 条第 5 項に規定する利用者証明利用者符号を利用するために用いる暗証番号をいう。）を自ら入力することにより」を「を利用して」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

南あわじ市印鑑条例新旧対照表

| 現 行 | 改 正 案 | 備 考 |
|---|---|-----|
| <p>第1条～第16条 略</p> <p>(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第17条 印鑑登録の証明を受けようとする者は、個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する<u>個人番号カード</u>をいう。)を使用し、多機能端末機(市の電子計算機と電気通信回線により接続された端末機であって、当該端末機の操作により自動的に証明書を発行できる機能を有するものをいう。)に<u>暗証番号(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第2条第5項に規定する利用者証明利用者符号を利用するために用いる暗証番号をいう。)</u>を自ら入力することにより<u>印鑑登録証明書の交付を受けることができる。</u></p> <p>第18条以下 略</p> | <p>第1条～第16条 略</p> <p>(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第17条 印鑑登録の証明を受けようとする者は、個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する<u>個人番号カード</u>をいう、<u>電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。</u>)又は<u>移動端末設備(同法第16条の2第1項に規定する移動端末設備をいう、同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。)</u>を使用し、多機能端末機(市の電子計算機と電気通信回線により接続された端末機であって、当該端末機の操作により自動的に証明書を発行できる機能を有するものをいう。)を利用して<u>印鑑登録証明書の交付を受けることができる。</u></p> <p>第18条以下 略</p> | |

議案第 8 4 号

南あわじ市手数料条例の一部を改正する条例

南あわじ市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 1 1 月 2 8 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市手数料条例の一部を改正する条例

南あわじ市手数料条例（平成 17 年南あわじ市条例第 74 号）の一部を次のように改正する。

別表戸籍の部戸籍の謄抄本又は記録事項証明手数料の項手数料の額の欄中「個人番号カード」の次に「又は電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 12 条の 2 第 4 項第 2 号ロに規定する移動端末設備（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）第 35 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書を記録した同条第 4 項の電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

南あわじ市手数料条例新旧対照表

| 現 行 | | | | 改 正 案 | | | | 備 考 |
|-----------|-------------------|-------|--|-----------|-------------------|-------|--|-----|
| 別表（第2条関係） | | | | 別表（第2条関係） | | | | |
| 区分 | 手数料の種類 | 単位 | 手数料の額 | 区分 | 手数料の種類 | 単位 | 手数料の額 | |
| 戸籍 | 戸籍の謄抄本又は記録事項証明手数料 | 1通につき | 450円（多機能端末機（市の電子計算機と電気通信回線により接続された端末機であって、個人番号カードを使用することにより自動的に証明書を発行できる機能を有するものをいう。以下同じ。）によるものにあつては、350円） | 戸籍 | 戸籍の謄抄本又は記録事項証明手数料 | 1通につき | 450円（多機能端末機（市の電子計算機と電気通信回線により接続された端末機であって、個人番号カード又は <u>電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書を記録した同条第4項の電磁的記録媒体が</u> | |

| | | | |
|--------------|-------------------------------------|--|--|
| | | | |
| | 除籍の謄抄本又は記録事項証明手数料～届け書その他の書類の閲覧手数料 略 | | |
| 住民基本台帳～その他 略 | | | |
| 注1～7 略 | | | |

| | | | |
|--------------|-------------------------------------|--|--|
| | | | 組み込まれたものに限る。)を使用することにより自動的に証明書を発行できる機能を有するものをいう。以下同じ。)によるものにあつては、350円) |
| | 除籍の謄抄本又は記録事項証明手数料～届け書その他の書類の閲覧手数料 略 | | |
| 住民基本台帳～その他 略 | | | |
| 注1～7 略 | | | |

議案第 85 号

南あわじ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 1 月 28 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

南あわじ市国民健康保険税条例（平成 17 年南あわじ市条例第 124 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条に次の 1 項を加える。

- 3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第 56 条の 89 第 4 項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第 1 項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。
 - (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第 3 条の規定により算定した所得割額の 12 分の 1 の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第 24 条の 30 の 5 に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3 月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 - (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第 5 条の規定により算定した被保険者均等割額（第 1 項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の 12 分の 1 の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 - (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第 6 条の規定により算定した所得割額の 12 分の 1 の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

- (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の2の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の2の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第23条の3を削る。

第24条の次に次の2条を加える。

（特例対象被保険者等に係る届出）

第24条の2 特例対象被保険者等の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 特例対象被保険者等の氏名
- (3) 離職年月日
- (4) 離職理由

2 前項の届出は、特例対象者被保険者等の雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証又は市長が必要と認める書類等を提示して行わなければならない。

（出産被保険者に係る届出）

第24条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特

定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)

- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
 - (3) 出産の予定日
 - (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
 - (5) その他市長が必要と認める事項
- 2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。
- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
 - (2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類
 - (3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類
- 3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の南あわじ市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

南あわじ市国民健康保険税条例新旧対照表

| 現 行 | 改 正 案 | 備 考 |
|--|--|-----|
| <p>第1条～第22条 略 (国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 略</p> | <p>第1条～第22条 略 (国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)</u> <u>が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</u></p> <p>(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日(地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。)の属する月(以下「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保</p> | |

険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合
にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、
当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を
乗じて得た額

(3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額
の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定し
た所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間
のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額
の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の2の規定
により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額
するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）
の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該
年度に属する月数を乗じて得た額

(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割
額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割
額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当
該年度に属する月数を乗じて得た額

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険
者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の2の規定により算
定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するもの
とした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分
の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に
属する月数を乗じて得た額

第23条の2 略

(特例対象被保険者等に係る届出)

第23条の3 特例対象被保険者等の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 特例対象被保険者等の氏名
- (3) 離職年月日
- (4) 離職理由

2 前項の届出は、特例対象者被保険者等の雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証又は市長が必要と求める書類等を提示して行わなければならない。

第24条 略

第23条の2 略

(特例対象被保険者等に係る届出)

第24条の2 特例対象被保険者等の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 特例対象被保険者等の氏名
- (3) 離職年月日
- (4) 離職理由

2 前項の届出は、特例対象者被保険者等の雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証又は市長が必要と認める書類等を提示して行わなければならない。

ならない。

(出産被保険者に係る届出)

第24条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
- (2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類
- (3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかに

第25条以下 略

すべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

第25条以下 略